

令和 3 年度における e-Tax の利用状況等について

国税庁では、デジタルガバメントの実現に向けた政府全体の方針に基づき、利用目標の設定を含む累次の計画を策定し、これに沿って、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

令和 3 年度における各申告手続等のオンライン利用率等を別紙のとおり公表します。

— オンライン利用率の目標達成に向けて、更なる利便性の向上に努めます —

◀ 項 目 ▶	◀ 利用率等 ▶	◀ 前年対比 ▶
○ 主なオンライン (e-Tax) 利用率 ※別紙参照		
・ 所得税申告	59.2%	(+4.0ポイント)
・ 相続税申告	23.4%	(+9.0ポイント)
・ 法人税申告	87.9%	(+1.2ポイント)
○ キャッシュレス納付割合	32.2%	(+2.9ポイント)
○ 利用満足度		
・ e-Tax の利用満足度	75.2%	(+7.7ポイント)
・ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	90.7%	(+2.4ポイント)

◀ 用 語 ▶

○ オンライン利用率

申告等各手続の総件数のうち、e-Tax を利用して行ったものの件数 (e-Tax 利用件数) が占める割合です。

○ キャッシュレス納付割合

全納付件数のうち、振替納税、ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替)、インターネットバンキングによる電子納税及びクレジットカード納付の件数が占める割合です。

○ e-Tax の利用満足度

e-Tax ホームページにおいて、e-Tax の利用満足度に係るアンケート調査 (5段階評価) を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、上位の評価 (「満足している」及び「おおむね満足している」の上位 2 評価) の回答件数が占める割合です。

○ 国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

確定申告書等作成コーナーにおいて、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査 (5段階評価) を実施しています。当該アンケートの総回答件数のうち、サービス全体の評価及び使い勝手に関する評価のいずれも上位評価である回答件数が占める割合です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年対比
			%	%	%	%	ポイント
主要 手続	所得税申告①		44.0	47.5	55.2	59.2	+4.0
	消費税申告(個人)②		55.1	58.0	67.8	68.4	+0.6
	(①～②の計)		44.6	48.0	55.8	59.6	+3.8
	相続税申告③		-	-	14.4	23.4	+9.0
	法人税申告④		82.1	84.9	86.7	87.9	+1.2
	消費税申告(法人)⑤		80.1	84.4	85.7	88.7	+3.0
	酒税申告⑥		81.8	83.3	87.3	87.2	▲0.1
	印紙税申告⑦		57.6	57.6	60.5	64.2	+3.7
	(④～⑦の計)		80.5	83.9	85.5	87.6	+2.1
	納税証明書交付請求⑧		12.7	12.1	10.9	12.9	+2.0
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		61.7	63.7	66.7	69.3	+2.6
	利子等の支払調書⑩		21.3	22.5	25.5	29.9	+4.4
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪		99.1	98.6	98.7	98.1	▲0.6
(⑧～⑪の計)		76.9	76.2	72.4	72.6	+0.2	

(注)1 個人の納税者に係る手続(「所得税申告①」、「消費税申告(個人)②」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪」)のオンライン利用率については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの集計としています。

2 オンライン(e-Tax)利用率の算定に当たっては、①～⑤及び⑦については、分母を申告件数、分子をオンライン利用件数により計算しています。また、「所得税申告①」及び「消費税申告(個人)②」については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した方を含み、地方団体収受分の書面の申告件数を考慮しています。

3 「法人税申告④」及び「消費税申告(法人)⑤」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。

4 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ オンライン(e-Tax)利用件数

区分		年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年対比
			件	件	件	件	%
主要 手続	所得税申告①		11,472,798	12,435,802	14,220,417	15,291,265	107.5
	消費税申告(個人)②		770,681	805,431	897,514	923,382	102.9
	(①～②の計)		12,243,479	13,241,233	15,117,931	16,214,647	107.3
	相続税申告③		—	—	22,847	44,035	192.7
	法人税申告④		2,268,473	2,368,882	2,424,547	2,568,391	105.9
	消費税申告(法人)⑤		1,655,396	1,725,177	1,749,338	1,837,153	105.0
	酒税申告⑥		35,952	37,362	37,877	40,165	106.0
	印紙税申告⑦		86,527	86,173	88,760	93,839	105.7
	(④～⑦の計)		4,046,348	4,217,594	4,300,522	4,539,548	105.6
	納税証明書交付請求⑧		185,854	174,356	247,718	216,480	87.4
	給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨		2,283,195	2,364,734	2,488,775	2,646,971	106.4
	利子等の支払調書⑩		8,161	7,562	7,493	7,095	94.7
	電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪		6,790,648	6,212,791	6,103,817	4,368,892	71.6
	(⑧～⑪の計)		9,267,858	8,759,443	8,847,803	7,239,438	81.8
主要手続全体(①～⑪の計)⑫		25,557,685	26,218,270	28,289,103	28,037,668	99.1	
上記⑫以外の申請・届出等⑬		5,208,659	7,914,376	11,395,736	14,394,790	126.3	
合計(⑫～⑬の計)		30,766,344	34,132,646	39,684,839	42,432,458	106.9	

(注)1 各年度4月から3月までの利用件数を集計していますが、個人の納税者に係る手続(「所得税申告①」、「消費税申告(個人)②」及び「電子申告・納税等開始(変更等)届出書⑪」)については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの集計としています。

2 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ 納付手段別納付件数(平成30～令和3年度)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
キャッシュレス納付割合	23.2%	25.6%	29.3%	32.2%

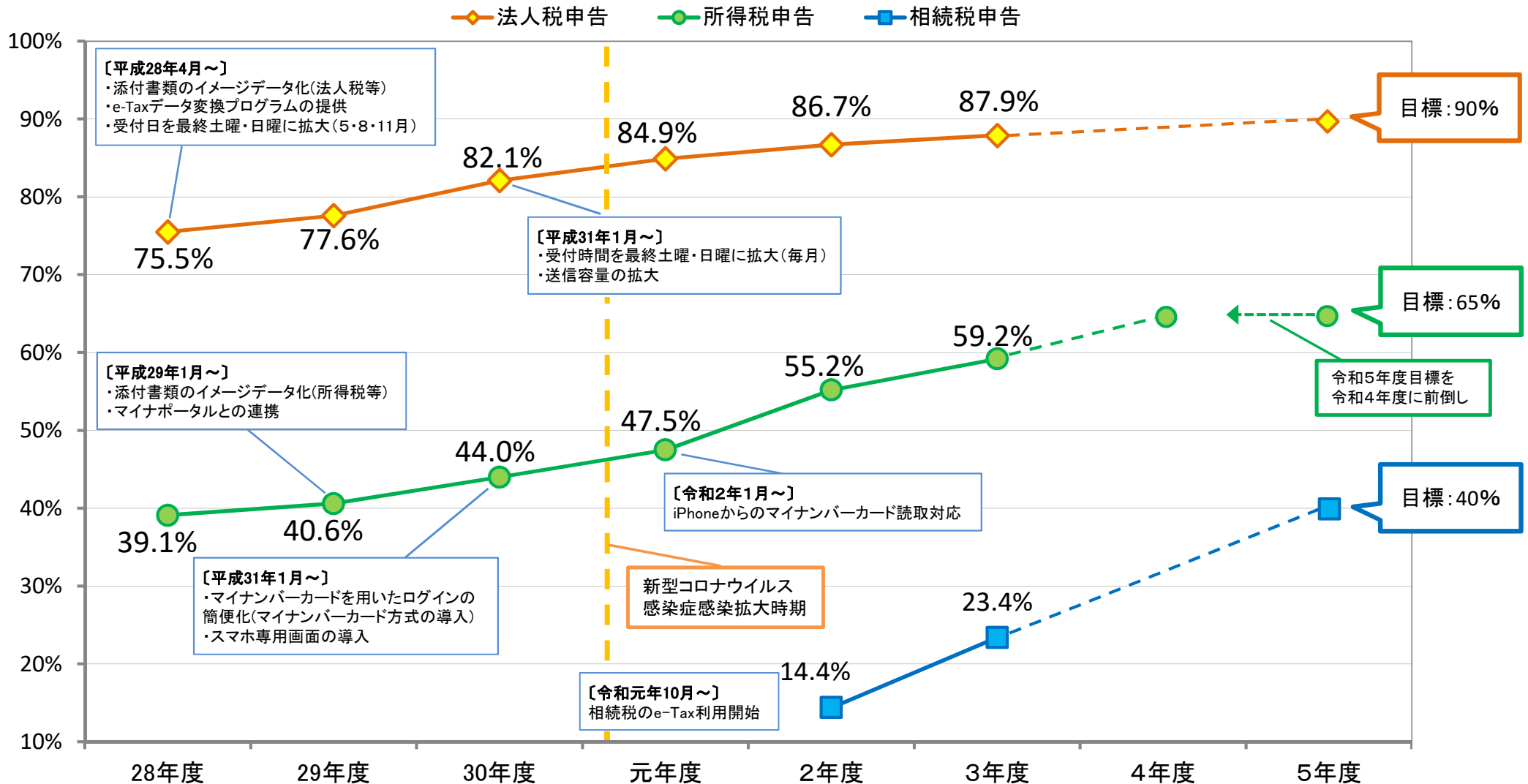
(単位:万件)

納付手段	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	割合	納付件数	
キャッシュレス納付	振替納税	13.8%	623	13.7%	616	13.6%	605	12.6%	606
	電子納税	8.9%	402	11.2%	501	14.7%	656	18.0%	865
	インターネットバンキング	6.0%	273	7.7%	347	10.4%	464	12.6%	602
	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	2.9%	129	3.4%	154	4.3%	192	5.5%	263
	クレジットカード	0.5%	24	0.7%	31	1.0%	43	1.5%	72
	小計	23.2%	1,049	25.6%	1,148	29.2%	1,304	32.2%	1,543
キャッシュレス納付以外	窓口での納付	72.2%	3,258	69.8%	3,129	66.4%	2,961	62.7%	3,005
	金融機関窓口	68.9%	3,110	67.1%	3,008	64.1%	2,858	60.5%	2,902
	税務署窓口	3.3%	148	2.7%	121	2.3%	103	2.1%	103
	コンビニエンスストア	4.6%	207	4.6%	208	4.3%	194	5.2%	247
	バーコード	4.0%	182	4.1%	185	3.4%	152	3.6%	173
	QRコード	0.6%	25	0.5%	22	0.9%	42	1.5%	74
	小計	76.8%	3,465	74.4%	3,337	70.7%	3,155	67.8%	3,252
合計	100.0%	4,514	100.0%	4,484	100.0%	4,459	100.0%	4,795	

e-Tax利用率の推移

(参考3)

- ・ 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用を開始。
- ・ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

○ 令和3年度における e-Tax の利用拡大に向けた新たな取組

利用範囲の拡大

- ・ e-Tax による提出に対応していなかった全ての国税関係手続について、イメージデータ（PDF形式）による提出を可能とした。（令和4年1月～）

利便性向上

- ・ 自宅等で作成・送信し、請求から受取まで非対面で行える電子納税証明書（PDF形式）の発行を可能とした。（令和3年7月～）
- ・ パソコンで「確定申告書等作成コーナー」の利用やメッセージボックスを確認するに当たり、マイナンバーカードでログインする場合に、パソコン上に表示されたQRコード^(注)をスマートフォンのアプリ（マイナポータルアプリ）で読み込むことで、ICカードリーダライタを使用せずに手続可能とした。（令和4年1月～）
(注)「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- ・ 所得税の確定申告を「確定申告書等作成コーナー」からスマートフォンを利用して行う際、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取ることを可能とした。（令和4年1月～）

○ 令和4年度における e-Tax の利用拡大に向けた取組

利便性向上

- ・ 「確定申告書等作成コーナー」において、マイナンバーカードを利用して申告する場合は、マイナンバーカードの読み取り回数が3回から1回になる。（令和5年1月～）
※ 過去にマイナンバーカード方式で申告した者が対象。

申告・納税は



e-Tax で手続きを!!

- ・ e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。
- ・ 自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。申告・納税は是非e-Taxで手続きをお願いします。

e-Taxのメリット

(事業者の方)

- ・ データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

(所得税の確定申告をされる方)

- ・ 令和3年分からスマホのカメラで源泉徴収票を自動入力するなど、確定申告書等作成コーナーが便利に。
- ・ マイナポータル連携をすることで、保険料控除やふるさと納税等の自動入力ができます。
- ・ 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。(おおむね3週間程度)

(納税証明書の交付を請求される方)

- ・ 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax : 370円 書面 : 400円)
- ・ 令和3年7月から始まった、PDFファイル形式の電子納税証明書は、何度でも何枚でも印刷できます。



積極的なe-Tax利用のお願い

- ◆ 国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、これまでも、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところです。
- ◆ **手続いただく皆様の利便にもつながるものであり、積極的にe-Taxをご利用いただくよう、ご協力をお願いします。**

国税庁においては、令和3年10月に、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、年間10万件以上の手続（以下の28手続）について、オンライン利用率を引き上げるための基本計画を策定しました。（令和4年7月末現在）

手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標	手続	令和3年度 利用率	令和5年度末 目標
法人税申告	87.9%	90.0%	青色事業専従者給与に関する届出（個人）	39.7%※2	—
消費税申告(法人)	88.7%	90.0%	所得税の青色申告の取りやめ	22.2%※2	—
所得税申告	59.2%	65.0%※1	所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出	31.4%※2	—
消費税申告(個人)	68.4%	75.0%	消費税課税事業者届出	50.1%※2	—
相続税申告	23.4%	40.0%	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出	58.0%※2	—
贈与税申告	55.2%※2	—	給与所得の源泉徴収票(同合計表)	69.3%	—
印紙税申告(書式表示)	64.2%	—	給与支払事務所の開設・移転・廃止の届出	19.7%※2	—
内国普通法人等の設立の届出	49.7%※2	—	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	61.4%※2	—
青色申告書の承認の申請(法人)	54.2%※2	—	納税管理人の届出	11.1%※2	—
異動事項に関する届出(納税地等の異動)(法人)	80.6%※2	—	更正の請求	28.2%※2	—
異動事項に関する届出(事業年度等の変更)(法人)	80.6%※2	—	酒類の販売数量等の報告	13.3%※2	—
事前確定届出給与に関する届出(法人)	79.2%※2	—	「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等の報告	13.0%※2	—
個人事業の開業届出・廃業等届出	17.6%※2	—	国税納付手続※3	32.2%	40.0%
所得税の青色申告承認申請	29.0%※2	—	納税証明書の交付請求	12.9%	20.0%

※1 国税庁においては、基本計画の令和5年度末の目標を65.0%に設定しているところですが、令和4事務年度国税庁実績評価実施計画において、令和4年度の目標を65.0%とするなど、目標に向けた取組を実施しています。

※2 令和2年度の実績値です。

※3 国税納付手続のオンライン利用率はキャッシュレス納付割合を指し、また、目標値は令和7年度末のものです。

※4 目標値が「—」となっている手続については、オンライン利用率を引き上げるための基本計画で目標値は定められていませんが、利用率向上に向けた取組を実施していきます。

改善意見の募集について

URL : https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_2021_kihonkeikaku.htm



- ◆ 上記の手続（所得税、法人税及び消費税の申告を除く。）について、アンケート形式で改善意見を募集しています。より皆様の利便性向上につながるよう、ご協力をお願いいたします。